

要 旨

茶の湯における銘の研究

——『松屋会記』を中心に——

板垣 華蓮

茶の湯の世界で用いられる【銘】は特定の茶道具につけられる愛称的呼称である。この【銘】は単なる名づけにとどまらず、茶道具の景色や形状から和歌や古典作品を想起させ名づけられるものもある。

茶会において言葉を持つ【銘】は、茶会の趣向をあらわす装置として言葉以上の役割を果たす。現代の茶会は、趣向としての季節が重要視され、【銘】はその季節を示す役割を持つ。しかし茶の湯初期の茶会では、名物道具を拝見することに重きが置かれ、【銘】や趣向が重要ではなかったことが定説とされる。そのため茶会の趣向に応じた【銘】をもつ茶道具を茶会に取り入れはじめた契機や、茶会において【銘】がどのように機能したのかという研究はあまりされていない。

茶会における趣向としての季節感の誕生について、先行研究では小堀遠州（天正七年 [1579]—正保四年 [1647]）により、俳諧の影響があったとされている。その典拠として示されている資料は遠州以降のものが多く、そこで本稿では遠州よりも先立ち、遠州の時代とも重なる初期の茶会を記した『松屋会記』（天文二年 [1533]—慶安三年 [1650]）、のべ117年間にわたる茶会の記録から【銘】をもつ茶道具を抽出する。先行研究では季節の特定のために主に歳時記や季寄せを用いているが、これらは『松屋会記』よりも後の資料である。そのため本稿では『松屋会記』以前もしくは時代の重なる歌学書から、【銘】の季節を特定する。その結果、茶会の開かれた季節とその季節と一致する【銘】をもつ茶道具を茶会に用いている例がわずかに確認できた。そのため『松屋会記』には茶会における趣向の季節の兆しがみられるとし、先行研究で指摘されている遠州からさかのぼることを示した。

さらに『松屋会記』から抽出した【銘】は歌学書や和歌に見られる歌語や、和歌を

典拠に名づけられた歌銘の確認ができた。現在の研究において歌銘を認定するためには、和歌の典拠が茶道具ないしは箱や添状の書付によって示されている必要があるとされる。しかし本稿では和歌の典拠が示されていないものの歌語である【銘】を、広義の意味での歌銘として扱った。『松屋会記』に多く確認ができた歌銘は、当時の茶人たちが和歌を教養として親しんでいたことを示すものにほかならず、和歌の持つ世界を、【銘】を介して茶の湯の世界に取り入れたともいえるものである。茶会における季節感の誕生は俳諧の力というよりも、和歌の世界が茶の湯の世界に取り込まれることを契機にしたといえる。唐物第一であった茶会が次第に和様化し、季節が趣向となる茶会が登場するに至ったという可能性を『松屋会記』における【銘】によって示した。